

一般財団法人岐阜県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岐阜県交通安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を岐阜市藪田南5丁目14番12号に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、民間の交通安全活動推進の中核的組織として、交通道德の普及と交通事故の防止に関する事業を行い、交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全活動推進センターとして指定を受けて行う業務
- (2) 適正な交通の方法、交通事故防止及び交通の安全に関する広報、啓発
- (3) 交通事故防止に関する調査、研究
- (4) 初心運転者の育成及び自動車運転者の交通安全教育
- (5) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- (6) 交通安全用品等の普及
- (7) 官公庁等からの委託及び指定の業務
- (8) 地区交通安全協会等との連絡、調整
- (9) 交通事故事件被害者等の支援に係る事業
- (10) その他協会の目的達成に必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表で定めた財産
 - (2) 理事会で基本財産とすることを議決した財産
 - (3) 基本財産として寄附された財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 協会の財産の管理及び運用は、第3条に定める目的を達成するため、会長が適正に維持管理するものとし、その方法は理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 会長は、基本財産の適正な維持管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(経費の支弁)

第8条 協会の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 協会に評議員15名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

(顧問及び参与)

第30条 協会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は協会に対し特に功労があつた者から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、無報酬とする。

(顧問及び参与の職務)

第31条 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、又は会議に出席して参考意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第39条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の決議を得て任免する。

第11章 会員

(会員)

第43条 協会の目的、事業に賛同して金品を寄附した個人及び法人を理事会の同意を得て賛助会員とすることができる。

第12章 職域部会

(職域部会)

第44条 協会の事業を推進するため必要があるときは、交通運輸関係団体で構成する職域部会を置くことができる。

2 前項の部会員にあつては、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第13章 補則

(施行細則)

第45条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める定款施行細則による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の会長は加藤昌弘、副会長は岸野吉晃、山口嘉彦、専務理事は三辻正昭、常務理事は柴田直人、黒岩芳則、末次徹とする。
- 4 協会の最初の評議員は、別紙評議員名簿記載のとおりとする。
- 5 協会の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。

附 則

この定款の変更は、臨時評議員会の議決の日（平成26年4月10日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和3年度定時評議員会の議決の日（令和3年6月22日）から施行する。

基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
<p>土地</p>	<p>76,576.99㎡ 岐阜市三田洞東1丁目2439番の2ほか</p> <p>28,406.00㎡ 高山市松之木町1330番地ほか</p> <p>726.00㎡ 郡上市八幡町旭1275番地の1ほか</p>
<p>定期預金 三井住友信託銀行名古屋支店</p>	<p>73,465,550円</p>

別紙

評議員名簿
加藤誠三、田口隆男、加藤勝廣、堀耕二、古澤一三 臼井敏雄、白木博、堀田行雄、川添勇、吉田儀一 樋口直嗣、西川弘智、山田晃、鈴木登、伊佐治昭男 可知昌行、安藤満、野村東雄、清水昭南

役員名簿
理事 加藤昌弘、田口義隆、岸野吉晃、山田久典、小川弘 近藤周二、山口嘉彦、田口年正、杉浦孝志、若尾治美 石田善次、三辻正昭、柴田直人、黒岩芳則、末次徹
監事 中畑弘、山田一夫